

駐 車 場 使 用 契 約 書

森の里セントラルビューハイツ住宅管理組合法人（以下「甲」という。）と本マンション.....号棟.....号室.....
.....（以下「乙」という。）とは、甲が管理する駐車場の一部を乙が使用することにつき、下記の通り、駐車場使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（駐車場）

本契約に基づき駐車させる場所は次の通りとする。

所 在 厚木市森の里3丁目8番地内駐車場
駐車位置 第.....号

第 2 条（契約車両）

本契約によって、乙が駐車する車両は次の通りとする。

- (1) 車 種
- (2) 車両登録番号

第 3 条（使用目的）

乙は、第1条記載の駐車場指定場所を乙の所有する第2条の記載車両の駐車以外の目的に使用してはならない。

第 4 条（車両の変更）

乙は、第2条記載の車両を一時他車に替えて使用する場合または乙所有の車両を変更した場合は速やかに甲に通知しなければならない。

第 5 条（使用期間）

本契約の使用期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
但し、期間満了の1ヶ月前までに当事者双方からそれぞれ相手方に対し解約の申し入れをしないときは、さらに1ヶ年間更新されたものとみなし以降逐次これにならう。

第 6 条（使用料）

使用料は月額3,000円とする。

乙は翌月分を毎月末日までに管理費等と共に支払うものとする。

第 7 条（使用料の改訂）

使用料は、管理規約に基づき管理組合法人の集会の決議をもって、改訂することができるものとする。

第 8 条（譲渡・転貸等の禁止）

乙は事由の如何を問わずこの契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与並びに担保提供等の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第 9 条（甲の責任範囲）

乙の所有する車両の駐車中、若しくは駐車場への出入りに際し、当該車両または付属設備並びに積載物等の火災、故障、損傷、盗難等甲の責に帰さない理由に基づく損害が生じても、甲は一切その責を負わないものとする。

第10条（乙の責任範囲）

乙は駐車場使用にあたって、その設備及び他の駐車中の車両または出入りする車両に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第11条（駐車場使用細則の遵守）

乙またはその家族、使用人、同乗者は当駐車場使用細則を遵守しなければならない。

第12条（解約の申入れ）

乙は、解約の申入れをする時は解約日の2ヶ月前までに甲に通知をするものとする。

第13条（契約の解除）

乙が、下記各号の一つに該当するときは、甲は乙に対して何らの通知催告を要しないで、直ちに本契約を解除することができるものとする

- (1) 第6条に定める使用料の支払を2ヶ月以上怠ったとき。
- (2) 当駐車場使用細則に違反したとき。
- (3) その他、本契約各条項に違反したとき。

第14条（駐車場の明渡し）

前項の解除により本契約が終了したときは、乙は速やかに解約の手続きを済ませ、車両を搬出して、駐車場を明け渡さなければならない。

本契約を証するため本証2通を作成し、甲乙双方署名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 森の里セントラルビューハイツ住宅管理組合法人

乙号棟.....号室

..... 印